

## 船舶海難の種類

(1)	衝突	船舶が、他の船舶又は物件(岸壁、防波堤、棧橋、流水、漂流物、海洋生物等。以下同じ。)に接触し、いずれかの船舶又は物件に損傷を生じたことをいう。 ただし、漂流物が推進器又は舵のみに接触し、推進器又は舵に損傷が生じた場合は、推進器障害又は舵障害とする。
(2)	乗揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触したことをいう。(推進器又は舵のみの底触した場合も含む。)
(3)	転覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。
(4)	浸水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
(5)	推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落し、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
(6)	舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
(7)	機関故障	主機等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
(8)	火災	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。
(9)	爆発	船舶において、積荷、燃料、その他の爆発性を有するものが、引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
(10)	行方不明	船舶が行方不明となったことをいう。
(11)	運航障害	バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。
(12)	安全障害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。
(13)	その他	(1)～(12)のいずれにも属さないものをいう。
	例1	乗船中の操船者が海難によらない死亡又は傷病のため、運航不能となった場合 船舶海難種類:その他(有人漂流)
	例2	カヌー操船者の操船能力不足のため、漂流した場合 船舶海難種類:その他(操船技能不足)
	例3	霧により自船の船位が不明のため、救助を求めた場合 船舶海難種類:その他(船位喪失)
	例4	機関は故障していないが、機関の取扱い不注意のため、航行不能となった場合 船舶海難種類:その他(機関取扱不注意)

## 人身海難の種類

イ	海中転落	船舶から、陸岸等からを問わず、海中への転落をいう。(自殺を除く。)
ロ	負傷	医療機関において治療を要する程度のものをいい、傷害を含む。
ハ	病気	医療機関において治療を要する程度のものをいう。なお、病気の発生により海中転落、溺水、帰還不能等に陥った場合は、病気とせずにそれぞれの内容を入力する。
ニ	中毒	ガス、酸欠又は食べ物等による中毒であつて、医療機関において治療を要する程度のものをいう。
ホ	自殺	未遂の場合を含む。
ヘ	溺水	海で溺れた場合をいう。(海中転落を除く。)
ト	帰還不能	漂流、孤立等により保護が可能な陸岸に戻れない状態となった場合をいう。
チ	応急処置	処置実施者が事故者に対し処置又は搬送を実施した場合をいい、事故区分のうち「船舶事故による乗船者の応急処置」を選択した場合のみ選択する。
リ	その他( )	